

当面の金融政策（3）

田中 修

はじめに

7月5日、国務院弁公室は「経済の構造調整と転換・グレードアップへの金融支援に関する国務院弁公庁指導意見」を記者発表した。これは10項目に分かれているため、現在メディアでは「金十条」と呼ばれている。意見本文は長文なので、本稿ではまず人民日報2013年7月6日に掲載された、記者会見の概要を紹介する。

銀行監督管理委員会の楊家才主席助理は、『意見』の核心内容は、『資金ストックを十分活用し、資金フローをうまく使い、資金の回転速度を加速し、資金の使用効率を高め』なければならない¹、ということである。一面において、現有のストックを十分活用することにより、調整を通じてストックを必要なフローに変化させる。他方で、フローの投下先を明確にし、産業構造の調整と転換・グレードアップを実現するのである」と指摘する。

1. ストックを十分活用し、フローをうまく用いる

(1) ストックの活用

「ストックを十分に活用」する面では、具体的に10大措置が含まれる。

①金融政策手段の誘導作用を十分に発揮させる

主として、再割引・貸付・差額預金準備率の動態調整を通じて、誘導を進めなければならない。

②外貨準備の運用を刷新する

主として、外貨準備の委託貸付と銀行への転貸のルートを開拓しなければならない。

③企業の優先株発行を模索する

④再編を展開する企業へのM&A融資に方向を定める

かつ、M&A融資の期限を適切に延長する

⑤M&A投資ファンドの発展を模索する

⑥銀行が不良債権の譲渡を展開することを支援する

銀行の不良債権の自主的な審査・帳消しの権利を拡大し、遅滞なくリスクを消化・吸収する。

⑦貸出資産の証券化の正常で規範的な発展を段階的に推進する

とりわけ、収益率が比較的安定し、期限が比較的長い優良な貸出を証券化し、ストックを新たなフローに変える。

⑧保険資金の応用化を拡大する

¹ ゴチックは筆者。

⑨銀行の財テク商品が实体经济とリンクするよう誘導する

銀行の財テクが、債権による資金調達・直接金融の重要手段となるようにする。

⑩民間資本の参入を拡大する

(2) フローの利用

同時に、「フローをうまく用い」、資金フローの重点的な投下先に注意を払わなければならない。

①支柱産業、製造業・戦略的新興産業・IT、伝統産業のグレードアップ・改造、グリーン生態等に用いる

②過剰業種のうち、競争力・市場・収益のある企業・製品に用いる

③小型・零細企業

とりわけ、科学技術力があり、イノベーションに富み、あるいはベンチャー型の小型・零細企業に用いる。

④現代化された産業及び農村の新しいタイプの金融主体に用いる

⑤個人消費

⑥国際化が進展している優位性のある企業

⑦建設中ないし建設継続が必要な重点プロジェクト

⑧重大なインフラ改造、社会保障的性格をもつ安住プロジェクト

貸出資産の証券化は、市場の関心の焦点となっている。2005年、わが国は資産の証券化テストを開始した。人民銀行金融市場司の謝多司長は、「貸出資産の証券化をテスト段階から、徐々に常態化していくことにより、商業銀行がストックを十分活用するための1つの重要な出口を創造し、直接金融の発展を推進することができる」と述べている。

2. 現代農業を発展させるための金融支援

(1) 銀行業監督管理委員会法規部 黄毅主任

今年は、条件に符合した銀行が「三農」特別金融債を発行することを支援し、同時に林権抵当貸付を拡大し、農村の土地請負経営権・宅地使用権・大中型農機具抵当貸付のテストの展開を模索する。

中小金融機関に対し、引き続き比較的低い預金準備率を実施し、かつ農業銀行がテストの経験を総括したうえで、地域の「三農金融事業部」テストを省範囲へ段階的に拡大することを支援する。

(2) 人民銀行貨幣政策司 孫国峰副司長

農村商業銀行・農村合作銀行・農村信用社に対し、引き続き大型商業銀行に比べ、それぞれ2、5.5、6ポイント低い預金準備率を実行する。資産規模が比較的小さく、農業関連貸付のウェイトが比較的高い農村合作銀行については、上述の基礎のうえに更に1ポイント引き下げる。

同時に、地域の法人金融機関で、新たに増えた預金を現地での貸出に用いるウェイトが

考課を経て基準に達しているものについては、同類の金融機関の正常な基準より 1 ポイント低い預金準備率を執行する。

3. 小型・零細企業の発展のための将来支援

銀行業監督管理委員会法規部の黄毅主任は、10 方面の具体的措置を指摘している。

- ①小型・零細企業の特別金融債の発行
- ②貸出資産の証券化の余地を小型・零細企業への貸付に適用
- ③小額貸出保証保険の普及テスト
- ④中小金融機関に対して、比較的低い差額預金準備率を引き続き実施
- ⑤小額外保内貸業務の適度な開放
- ⑥小型・零細企業への貸出の不良債権の容認限度の適切な引上げ
- ⑦小型・零細企業への貸出リスクの補償基金を設立

地方政府が、信用保証会社を出資設立あるいは資本参加することを奨励する。

- ⑧金融機関のネット・末端サービスを延伸
- ⑨小型・零細企業情報の整理・合理化を支援

中小企業信用システムの建設を早急に推進する。

- ⑩金融サービスの金利決定管理メカニズムを整備

貸出について、貸出金を原資に預金を作成させること、貸出の前提として預金を要求すること、貸出の際に不当な手数料を要求すること、受取利息に加えて手数料を要求すること、貸出と他の金融商品を抱き合わせ販売すること、高利を要求すること、貸出に係る費用を借主に転換することを禁じ、手数料・サービスの質と価格・効用と効能・優遇政策を公開する規定を厳格に執行する。

現在、小型・零細企業の貸出は 16 兆元に達し、中国の貸出総量の 22%前後を占める。全国 5100 万社の小型・零細企業のうち、1000 万社余りが貸出を受けることができ、2400 万社が金融サービスを楽しむことができる。これは全小型・零細企業の 47%を占めている。

4. シャドー・バンキングのリスク

銀行監督管理委員会の楊家才主席助理は、次のように指摘する。

「シャドー・バンキングのリスクを理解するには、まずシャドー・バンキングの定義・範囲を明確にしなければならない。国際的に権威のある監督管理機構—金融安定理事会の基準では、シャドー・バンキングの定義は『銀行の監督管理体系の外で、システミック・リスクと金利裁定取引の監督管理等の問題を誘発する可能性がある信用仲介システム』である。現在、銀行の財テク商品と信託業務はいずれも厳格な監督管理を受けており、シャドー・バンキングの範囲には属さないし、システミック・リスクを生み出す可能性もない。これと同時に、財テク商品を規範化することにより、これを実体企業・プロジェクト産品にリンクさせなければならない」。(7月10日記)